

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

チアパスにおける先住民運動(IX) :
ラカンドン密林の入植と自然保護キャンペーン(その
1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2000-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 致広, Kobayashi, Munehiro メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1448

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



チアパスにおける先住民運動（Ⅸ）

——ラカンドン密林の入植と自然保護キャンペーン（その1）——

小林 致 広

はじめに

2000年5月、メヒコの全国紙の紙面に、メヒコの生物学的・文化的財産であるラカンドン密林の保護に関する意見公告が相次いで出された。その意見公告に共通するのは次のような主張である。①ラカンドン密林で森林火災が頻発し、生物多様性に富む密林は消滅の危機にさらされている。②森林焼失の元凶は自然保護地区で違法な入植活動を展開してきた農民の焼畑である。③彼らを自然保護区から退去させることが不可欠である。それに先立つ4月末には、環境・天然資源・漁業省（SEMARNAP、以下環境省と略）が、農民の火付けによる森林火災を防ぐため、モンテス・アスレス自然統合保護区（Reserva Integral de la Biosfera de Montes Azules、以下RIBMAと略）に連邦治安予防警察（PFP）を派遣するよう要請したという噂まで出回っていた（*La Jornada*, 30 de abril, 2000）⁽¹⁾。

このラカンドン密林の環境保護キャンペーンは、軍隊の新たな展開を視野に入れて、入植農民の追い出しを推進しようとするものである。このキャンペーンは、ラカンドン密林地帯で生き延びるための抵抗を継続している多様な共同体、とりわけサパティスタ支持基盤の先住民共同体に対する低強度戦争が新しい段階に入っている兆しと解釈できよう。

一方、追い出し対象となっている農民が参加している農民組織のひとつ集団的権益農村組織独立民主派（ARIC-Independiente y Democrática、以下ARIC-IDと略記）は、「生命、大地、天然資源防衛のためのフォーラム」を

サングレゴリオで5月20日に開催することを市民社会に呼び掛けている。その呼び掛け文のなかで、政府側の誤った政策こそが環境破壊の元凶であるとし、「われわれ ARIC-ID は最初から森林保護に配慮してきたにもかかわらず、現在、森林を絶滅させていると告発されている。森林を破壊してきたのは、ラカンドン森林会社（COFOLASA）という政府の許可で森林を略奪してきた木材伐採企業である。今でも、製材所の建設許可を与えつづけている」と指摘している。この呼び掛けに応え、17の非政府組織と7名の研究者は、共同体を締めつける口実として環境保護を持ち出している政府側を批判する書簡を発表した。そして焼畑方式や農業・殺虫剤に代わる代替的農業の開発、火災の予防・制圧法、共同体緑地や植林の推進、土地利用の自主規制などに関する技術援助を提供する用意があることを謳っている（*La Jornada*, 9 de mayo, 2000）。

生きるための土地を求める貧しい入植者を排除すれば、「国や人類の大切な自然財産」を保護するという問題が解決するわけではない。また、森林と共生しうる代替的な農業を実行できる可能性ははっきりと見えているわけでもない。本来、ラカンドン密林は「ラカンドン部族に属する共有地」ではなかった。また、ラカンドン密林を大規模に破壊した責任を1950年代以降の入植農民だけに押しつけることには無理がある。ラカンドン密林の入植開発の歴史的経過をていねいに確認しながら、自然保護か、開発かという究極の選択肢を突き付ける形で展開されるキャンペーンや議論を整理する必要があるだろう。本稿（その1）では、RIBMAの設定（1978年）まで、次稿（その2）ではそれ以降の展開を扱うことにする。

（1）ラカンドン密林地域の入植活動と規制

ラカンドン密林地域

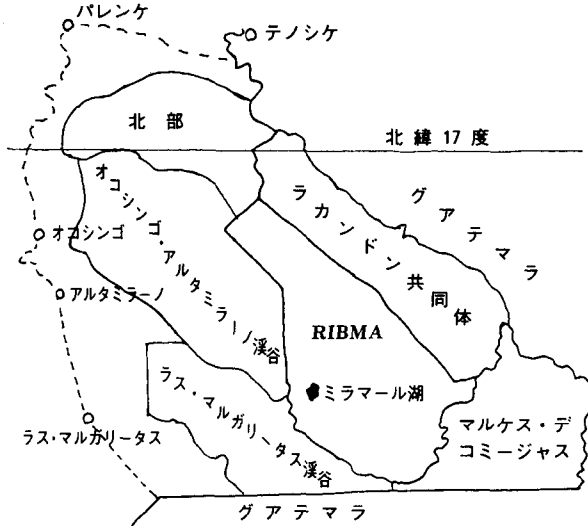
ラカンドン密林地域の範囲をどう定義するかについては諸説あり、その面積もはっきりしない。チアパス州の統計資料における9地域区分における密

林地帯 (Región Selva) をラカンドン密林地帯と仮定してみよう。その密林地帯を構成する12行政地区には、パレンケ地区が含まれるが、溪谷地区のあるアルタミラーノやラス・マルガリータス地区などは含まれていない。また、アルタミラーノ、オコシゴ、パレンケ、ラス・マルガリータスの4つの行政地区がラカンドン密林地帯の行政地区とされることもある。しかし、これらの行政地区にはチアパス高地や北部平原に属する地区も含まれている。いずれにせよ、行政地区の境界に収まる形でラカンドン密林地帯を設定することはできない。

一方、1980年代後半のチアパス州の公文書においては、ウスマシタ川—南東部鉄道—パレンケ市—オコシゴ市—アルタミラーノ市—ラス・マルガリータス市—グアテマラ国境を結ぶ線で囲まれた範囲がラカンドン密林地帯とされている。その面積は1,836,611haである。一方、自然資源保護研究センター (ECOSFERA) の研究者は、ラカンドン密林地帯の範囲を北緯17度線以南、ハタテ川以東に限定している。この範囲にはナハやメツァボックなどの先住民ラカンドンの代表的な居留地が含まれていない。その面積は957,240haと前者の約半分ではない。前者は、1989年に州政府が制定した森林伐採禁止令の対象地域として提示された範囲である。それに対して後者は、RIBMAの運営に係わっていた研究者が残された原生林や植生を基準に設定したものである。

本稿におけるラカンドン密林地帯の範囲は、Jan de Vosらの提示したものに従うことにする。⁽²⁾ 通常、このラカンドン密林地帯は、北部、オコシゴ・アルタミラーノ溪谷、ラス・マルガリータス溪谷、マルケス・デ・コミージャス、ラカンドン共同体、RIBMAの6地区に区分される。このうち、北部地区南部にあるサントドミンゴ川流域がサントドミンゴ溪谷地区として設定されたり、オコタル、ススピロ、オホス・アスレス、ナハ、メツァボックなどの湖 (laguna) が散在する内陸盆地のラカンドン高地 (Meseta Lacandona)⁽³⁾ がサントドミンゴ回廊 (Corredor de Santo Domingo) 地区として独立し

た地区とされることもある。また、オコシngo・アルタミラーノ溪谷地区は、①アグア・アスル、②アマドール（グアナル）、③アベジャナル、④サンキンティン（ベタニア）、⑤パティウイツ、⑥エストレージャの6つの副地区に区分される（地図1参照）。



地図1 ラカンドン密林地域

一方、ラカンドン密林という名称も比較的新しい時期のものである。歴史的に概観すると、植民地期以降のラカンドン密林地域の主人公は、植民地時代の抵抗する「原ラカンドン先住民」、19世紀～20世紀半ばの森林伐採業者 (montero)、そして20世紀半ば以降の農牧業入植者と変わっている。20世紀以前には密林 (selva) という名称は使われておらず、森林伐採活動が盛んだった19世紀には、ラカンドン荒地 (Desierto de Lacandonia)、オコシngo荒地 (Desierto de Ocosingo)、孤独荒地 (Desierto de la Soledad)、ツェンダレス荒地 (Desierto de Tzendales) など、荒地 (desierto) という名称が一般的だった。

ラカンドン密林という名称は1928年にエンリケ・フアン・パラシオスが最初に使ったものである。この用語が一般化したのは、ブロム夫妻（Franz Blom, Gertude Duby Blom）によるモノグラフ⁽⁴⁾が発表された1955年以降である。それはまさに当該地域で入植活動が盛んになりはじめた時期とも一致する。この時期は土地をもたない農民による「土地の果て（alan kinal）」への入植活動が顕著になった時期である。無主の土地とみなされていた熱帯雨林のなかに居住している「未開の先住民＝現ラカンドン」と外部の入植者や人類学者らとの「接触」により、開発されていない密林＝「ラカンドン密林」という名称が受け入れられていった。いわば、原生林の大規模な破壊が始まろうとした時期に、密林という名称が定着したのである。そのため、研究者の一部には、ラカンドン密林地帯＝現ラカンドンの領域という誤解を防ぐために、チアパス密林（Selva Chiapaneca）、あるいは「密林」が減少している実態を踏まえ、ラカンドン山地（Serranía de Lacandonía）、東部山地（Montañas de Oriente）という名称を提唱するものもいる。

密林の入植活動と国有地化

ラカンドン密林地帯における入植活動が始まったのは1930年代である⁽⁵⁾。しかし、それが顕著になったのは1950年代半ば以降である。この時期、土地を求める農民の圧力を緩和するために、未開発地への入植を奨励する政策の一環として、ポルフィリオ・ディアス期に米国など外国企業に認められていた森林開発権を取り消し、その土地を国有地化するという方針がとられた。

1957年、1961年の大統領布告で、北部地区の188,846haが国有地化された。これを契機として、「国有地へ行こう」という形で、密林地帯に隣接する地域の土地なし農民による密林核心部への向けての入植活動が始まっていく。1950年代後半～1960年代にかけての入植活動は、パレンケを起点とする北部地区、オコシンゴとラス・マルガリータスをそれぞれ起点とする二つの渓谷地区でおもに展開された。これらの未開発国有地への入植のほとんどは土地

を必要とする農民による「自主的な入植」活動であった。

その一方、「政府主導型」の入植活動も1960年代になって組織されるようになった。そのひとつは、農地問題・入植局（DAAC）が提案した私的所有による農牧入植地をラカンドン密林地帯に設立する計画である。1961年の当初の計画ではメヒコ北部の土地なし農民を入植させる候補地として17の場所が挙げられた。しかし、候補地の多くは、すでに入植していた州内の農民によってエヒード認可申請が提出されていた。州政府は州内の農民の土地認可申請を優先した。そのため、実際に入植地として成立したのは、北部地域のヌエバ・エスペランサ、エル・ラカンドン、「七月十一日」、リカルド・フロレス・マゴンの4カ所だった。⁽⁶⁾

また、1965年には、全国先住民庁（INI）とDAACが共同して、土地不足の問題に直面しているチアパス高地の先住民の約1万家族をグアテマラ国境に隣接するラス・マルガリータス溪谷地区の約6万haの未開発国有地へ入植させる計画を発表した。この政府計画案は結局は実行されなかったが、政府の援助の有無とは無関係に、1965年から1977年にかけて、ツェルタル・ツォツィル系先住民の入植地が10カ所、マム系先住民の入植地が6カ所成立した。ラス・マルガリータス地区北部のトホラバル系先住民や他州からの入植者は、サントドミンゴ川とエウセビオ川にはさまれた溪谷地区の国有地に入植していった。⁽⁷⁾

もうひとつの「政府主導型」の入植計画は、いわゆる新設入植エヒード（Nuevo Centro de Población Ejidal, NCPE）による入植である。新設入植エヒードは、政府が入植事業として未開発国有地にエヒードを創設し、希望者を募って入植させるエヒードである。構成員一人に割り当てられる面積は50haと、旧来のエヒードより規模が大きく、州外の農民も応募できた。⁽⁸⁾ 政府は、1967年8月、マルケス・デ・コミージャス地区（193,975ha）、ラカントン川沿いの2区画（146,393ha）、およびハタテ川とサントドミンゴ川にはさまれた2区画（54,066ha）を接收し、それらを国有地として指定した。

この措置は、ラカンドン密林地帯の南部の開発を政府統制のもとにおくためのもので、とくにマルケス・デ・コミージャス地区での新設入植エヒードによる入植を念頭に入れたものだった。しかし、道路整備などが不十分な段階では、マルケス・デ・コミージャス地区の入植は進まず、本格的な入植活動が展開するのは1980年代以降である。⁽⁹⁾

(2) ラカンドン共同体地区の設立

1971年11月26日に出され、1972年3月6日に公表された大統領布告によって、ラカンドン密林地帯の中央部にある614,321haの土地は、「記録のない時代からラカンドン部族に属するもので、今も属している共有地」、いわゆるラカンドン共同体の共有地として認定された。密林中央部の60万haを越す土地が「太古からの所有者であるラカンドンの66家族」に返還(restitución)され、ラカンドン共同体地区が形成されることになった。

ラカンドン共同体の創出

この大統領布告に先立って、1971年4月、ナハ、メツァボック、サポーテ・カリバル、そしてラカンハ・シャンサヤブの住民は、DAACに「共有地」認可申請を提出していた。この共有地の認可申請は、戦前からラカンドンの調査を行ってきたブロム夫妻が中心になって展開してきたロビー活動であった。共有地の認可申請に当たって、受容限度を超した木材伐採会社の開発を防止するためであることが謳われていた。しかし、実際には木材伐採に携わっていたメスティソたちがマホガニーなどの貴重材の排他的開発権を独占しようとする意向が大きく支配していた。そのことは申請書の実際の作成者として森林伐採に携わっていたメスティソの名があることから窺える。

1970年代初頭において、先住民ラカンドンは、北西部（ナハ、メツァボック、モンテ・リバノ）、東部（ラカンハ）、南部（ツェンダレス川）、南西部（ミラマール湖、ハタテ川）などに散在しており、上記の4集落に居住して

いた先住民ラカンドンはきわめて限られていた。⁽¹⁰⁾この先住民ラカンドンは4つの氏族 (clan) によって構成されていたという研究があるが、実際には先住民族として明確な集団意識をもっていなかった。⁽¹¹⁾

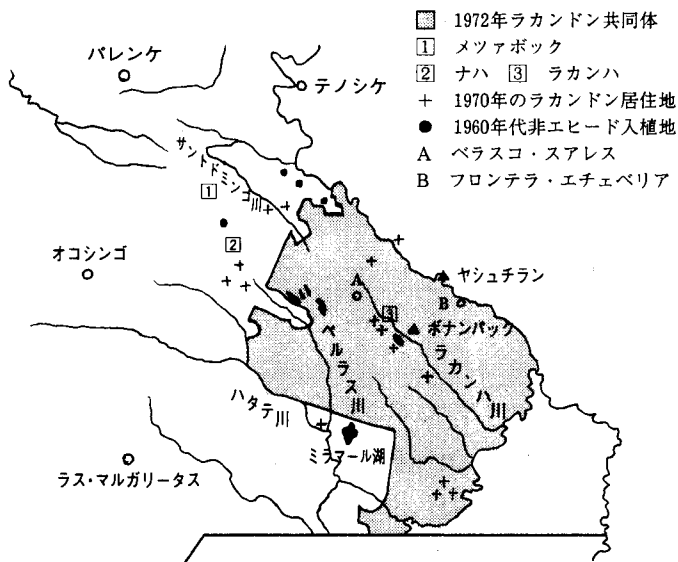
この布告において、ラカンドン共同体の構成員とみなされたのは、カリベ (caribe) と自称していたマヤ系先住民である「ラカンドン」である。だが、このラカンドンを「当該地域の太古からの先住民」として認定した布告は、歴史学的にみて完全に誤った判断だった。当該地域の先住民と認定されたラカンドン (= 現ラカンドン) は、17世紀末以降にカンパチュエやペテン方面から移住してきたユカテカ語系のマヤ先住民である。この現ラカンドンは、征服者たちがラカンドン (= 原ラカンドン) として恐れていた Chol 語、あるいは Choltei 語系先住民とはまったく別の系統に属する先住民である。⁽¹²⁾

1972年発表の布告では、密林地域に散在して居住していた先住民ラカンドンの66家族は将来的にはラカンハ・シャンサヤブ、ナハ、メツァボックの3集落に「定住」することになっていた。⁽¹³⁾実際、ラカンハには、南部のラカントゥン川、ラカンハ川、ツェンダレス川、そしてサンキンツイン谷、サンタクララ川流域のラカンドンだけでなく、グアテマラのピエドラス・ネグラス、タバスコ州のテノシケといった州外のラカンドンも移住した。一方、ナハとメツァボックにはモンテ・リバノやイツァノクなど北西部のラカンドンが移住した。しかし、インディオ・ペドロのラカンドンのように政府指定のラカンドンの集住村への移住を拒否したものもいる。⁽¹⁴⁾

曖昧な共同体地区

1972年の布告においてラカンドン共同体の土地とされた地区は、1967年に接收・国有化されていた2区画と、1972年に新たに接收・国有化された区画の一部とにまたがっている。ラカンドン共同体の共有地認定の布告発表と平行するかたちで、国有地として接收されたのは4つの区画 (107,854ha, 240,469ha, 103,946ha, 117,115ha, 計 569,384ha) である。ラカンドン共同体地区の

614,321ha の範囲は、現地の実情を知らない首都の官僚によって区画され、境界線は水系や谷筋を恣意的に結ぶ形で引かれたものだった（地図2 参照）。



地図2 ラカンドン共同体地区

布告発表後、当該地区ですでに提供地や拡張地を含めたエヒード認定がいくつも存在することを全国先住民庁の職員が農地改革当局に上申したが、完全に無視された。チアパス州知事は1972年9月段階で、大統領裁決を実行すると公約していた。だが、新しい先住民対策を掲げる大統領府と土地認定作業を進める農地改革当局、中央政府と州政府との調整が欠落しているなど多くの問題が生じ、土地区画確定の作業は先延ばしとなった。

ひとつは、DAAC に対して共有地認可の申請を行った中心メンバーの北部のナハ、メツァボックの二つの集落が、なぜか当初の図面でラカンドン共同体地区に含まれていなかったことである。1975年8月の官報で、二つの集落に対して1,080ha がエヒードとして土地提供 (dotación) するという方針

が発表された。結局は二つの集落の周辺を含めた約5万haの土地が共同体地区に含まれることになった。⁽¹⁵⁾

それ以上に問題を複雑にしたのは、農地改革当局からエヒードとして認知され、大統領裁定で土地権利証を取得していた集落がラカンドン共同体地区内に16カ所もあったことである。また、エヒード認定を申請しているチョルヤツェルタル系先住民の入植地も多く存在していた。本来、1972年3月に発表された大統領布告では、ラカンドンの共有地と認められた土地区画に、「生計維持と発展のために必要な土地をもっていない地域の先住民が定住する余地」があることは示唆されていた。布告発表の直後は、チョルヤツェルタル系先住民の21の入植地が提出していたエヒード認可作業は中断されることになっていた。

しかし、連邦政府と農地改革の実務を担当する州政府の相互調整の欠落によって、1972年以降もエヒードとして土地所有を認定する大統領裁定が44件も出されている。たとえば、1965年に入植した「アユトラ計画」エヒードに対しては、1973年6月に2,000haの土地提供が行われている。⁽¹⁶⁾ RIBMA設置が決まった1978年の時点において、ラカンドン共同体地区の区域内でエヒードとして当局から法的に認知されていた農地の面積は47,427haにも及んでいたという。⁽¹⁷⁾

入植者のラカンドン共同体参入

エヒードとしての土地認可を取得した入植者、認可申請中の入植者は、ラカンドン共同体地区の違法占拠者として告発されることになった。同時に、森林当局者からも、森林資源の破壊者として摘発され、強制排除されるようになる。土地所有問題に無頓着な農地改革省（1974年にDAACから昇格）に対して、告発された入植者たちは共同戦線を張ることになる。1974年に政府は北部や東部で地区画定の測量を強行しようとしたが、入植者たちはそれを実力阻止する。ラカンドン共同体の共有財産委員会は、これらの入植者に

問題を討論するための会合を呼び掛けた。1974年7月10日の会合の場には数千名の入植者が参集したという。この場で、ラカンドン共同体と一部の入植者のあいだで「新たな入植を認知しない」という協定が結ばれた。⁽¹⁸⁾

1974年末、農地改革省の指示によって、ラカンドン共同体地区の区画内の入植者の調査が行われた。その結果、23のエヒードの5,681名が居住者として登録された。しかし、これは当該地区に存在していた約80のエヒードの3分の1で、登録されなかったエヒードや入植者のほうがはるかに多かったといえよう。登録者の大部分は、サントドミンゴ川流域やラカンドン高原などラカンドン共同体地区の北部や北東部に入植している人々であった。一方、ハタテ川やラカンハ川流域の西部や南部の入植者の大多数は、調査対象から外れ登録されなかった。

1975年3月、農地改革省は、これらの23のエヒードの「登録入植者」をラカンドン共同体の構成員として認知する方針であることを表明する。そして7月には、政府によって計画中の二つの新設入植エヒードに移住することが、ラカンドン共同体成員 (comunero) として認知される条件であることが提示された。ひとつは、ヤシュチラン遺跡の南に位置するウスマシタ川沿いの氾濫原に建設されるフロンテラ・ルイス・エチェベリア (別称コロサル、20,000ha) である。もうひとつは、ヤシュチラン遺跡の西方に位置し、「アヤラ計画」エヒードに隣接するマヌエル・ベラスコ・スアレス (別称パレスティナ、25,000ha) であった。前者にはチオル系先住民が多数を占める10エヒード、後者にはツェルタル系先住民が多数を占める13エヒードの入植者が移住することになった。⁽¹⁹⁾ 1976年2月から6月にかけて、農地改革省との支援によって二つの新設入植エヒードへの集団移住が組織され、「登録入植者」の約7割が移住することになった。集住を拒否した約3割の「登録入植者」は、元入植地の近くにとどまったり、新たな入植地を探すことになる。

二つの新設入植エヒードに集住した入植者の世帯主1,452名は、1978年の大統領布告によってラカンドン共同体の正式メンバーとして認定されること

になる。この背景には、後述する COFOLASA がラカンドン共同体に支払っている森林伐採権料、ならびにそれに基づく基盤整備事業のサービスを受
したいという新設入植エヒードに集住した入植者たちの強い要請があった。
当該地区の太古の昔からの所有者の先住民ラカンドンによって構成されてい
るラカンドン共同体といいながら、その共同体成員の約 6 割はツェルタル、
約 3 割が Chol 系先住民であった。先住民ラカンドンは共同体成員のわずか
6% でしかなかった。⁽²⁰⁾

排除された入植者の抵抗

政府の指定した二つの新設入植エヒードに移住して「ラカンドン共同体成
員」となる道を選択しなかった入植者に残された選択肢は二つしかなかった。
ひとつは、土地所有権の認定を求めて入植地にとどまり「土地占拠」を継続
することである。もうひとつは、マルケス・デ・コミージャス地区などラカ
ンドン共同体地区外に新たに入植することだった。前者の道を選択した入植
者たちを待っていたのは、当局者による強制排除である。1973年以降、北東
部で軍や警察、さらには官製農民組合の全国農民連合（CNC）によって強
制排除された集落は、32カ所以上に及んだという。約半数の集落は強制排除
後も元の入植地の近くに帰還を試みたが、強制排除が繰り返されるのが常で
あった。

1970年代後半になると、COFOLASA の伐採作業が終了した地区において
は、入植者が帰村することは黙認されるようになっていく。エヒード認定を
求めるサントドミンゴ川流域など北東部の入植者たちは、チアパス密林独立
農民連合（Unión de Campesinos Independientes de la Selva de Chiapas,
UCISCH）を結成した。度重なる強制排除に抵抗しながら、彼らは、道路工
事阻止や建設された道路封鎖などを敢行し、約 6 千 ha のエヒード認定を要
求する運動を1980年代にいたるまで展開していく。⁽²¹⁾

二つの新設入植エヒードへの集住計画と平行する形で、政府は共同体地区

の区画画定のための測量を開始しようとした。しかし、抵抗する入植者は、「再移住反対！開削道路反対！（¡No a la reubicación!, ¡No a la brecha!）」というスローガンのもとで組織化を進め、粘り強く農地改革省と交渉を重ねながら、エヒード認定を勝ち取ろうとした。抵抗する入植者たちの組織化にあたって、1974年10月に開催されたチアパス先住民会議は大きな役割をはたした。オコシンゴ・アルタミラーノ渓谷地区の東に位置するハタテ川流域のアグア・アスル、アベジャナル、アマドール地区などの入植者が、自分たちのエヒードがラカンドン共同体地区に含まれることを知ったのは、1974年10月に開催されたチアパス先住民会議の場であったという⁽²²⁾。

1974年末から1975年にかけて、渓谷地区のハタテ川流域のエヒード農民たちは、先住民会議の決議を踏まえ、「土地、健康、教育、さらには商品化の問題について声をひとつにして話し合うため」、エヒードの連合体を組織化していく。たとえば、1976年の初めにサンキンティン谷の8つのエヒード集落は、サンキンティン谷エヒード組合を結成した。彼らはエヒードとしての正式認知と森林の利用権認知などを要求として掲げていた。1976年7月、パティウイツ地区とサンキンティン地区の18のエヒード集落によって、キプティック・タ・レクブテセル・エヒード連合（La Unión de Ejidos Quiptic Ta Lecubtesel、ツェツタル語で「我々の力を結集」）が正式に発足する。この連合の結成直後、同じ問題を抱えるベルラ川流域のアマドール地区やアベジャナル地区などの26のエヒード集落などがキプティック・エヒード連合に参加する⁽²³⁾。1970年代後半、測量を名目とした道路建設が渓谷部でも計画されたが、それに激しく抵抗したのがキプティック・エヒード連合である。

（3）ラカンドン密林の開発と自然保護

エチェベリア政権によるラカンドン共同体地区の設立は、先住民の権利を保障するとか、森林や自然を保護するという方針のもとで行われたものではない。布告の背後には、広大なラカンドン共有地の限られた場所に「指定

先住民」を集住させ、それ以外の密林の空間を国家主導や民間資本による開発可能な地域として確保するという大きな目的があった。ラカンドン共同体地区設定と平行して設置された国营森林開発会社 COFOLASA が、実情としては伐採利権の供与で儲けようとする官僚のために運営されていたことは明らかである。

ラカンドン共同体地区における森林開発

1972年の大統領布告とともに、当該地区で森林伐採事業を展開していたアグア・アスル・マホガニー会社は操業活動を停止した。その後、1973年4月まで米国資本のボナンパック製材会社が操業していたが、製材会社の諸施設は国营銀行の Nacional Financiera によって購入されていった。1974年9月11日の大統領布告により、Nacional Financiera を母体とするラカンドン森林会社 (COFOLASA) が設立された。伐採された木材を製品化するパレンケ・トゥリプレイ会社も同時に設立された。

これらの国营企業の設立目的は、先住民共有地の森林資源を有効に活用し、その住民の生活水準を向上させることであるとされた。COFOLASA 設立の布告と同時に出了された布告では、ラカンドン共同体地区の中央・西部を統合的自然保護区と定め、その保護区での営利活動、つまり伐採や資源採掘を禁じている。同時に、トゥリハ川とウスマシタ川の上流域全体が森林保護区として定められた。この広大な森林保護区における経済活動は森林・動物局の技術専門部の管轄のもとで行われるものとされ、この森林保護区の貴重材伐採は、COFOLASA のみに許されていた⁽²⁴⁾。しかし、COFOLASA が独占的な伐採権を有していたのは、ラカンドン共同体地区の範囲だけでなかった。1978年の RIBMA 設定の大統領布告と同時に出了された措置によって、COFOLASA はラカンドン共同体地区の倍の面積に相当する1,308,312ha のラカンドン密林の森林資源の開発を独占することになった⁽²⁵⁾。

1972年の大統領布告では、ラカンドン共同体地区内の木材伐採にあたって

は一定の伐採権料がラカンドン共同体に支払われることになっていた。それに基づき、COFOLASA はむこう25年間にわたり、ラカンドン共同体に伐採権料を支払うことになっていた。しかし、実際には伐採権料の70%は Nacional Financiera に回り、残る30%がラカンドン共同体に割り当てられていた。しかも、共同体分の伐採権料の一部は農地改革省に回り、それらはラカンドン共同体の医療、教育サービス改善などの基盤整備の資金として、共同体構成員に分配された⁽²⁶⁾。この伐採利権料を享受していたのは、当初の布告で定められていたラカンドン共同体の66家族だけだった。しかし、1976年に二つの新設入植エヒードに移住したツェルタルやチヨル系先住民は、道路建設など不十分な基盤整備事業の実行、さらには利権料による援助を享受できるように「ラカンドン共同体」の成員として認知することを当局に執拗に要求していた⁽²⁷⁾。その要求が満たされるのは、RIBMA 創設が発表された1978年の大統領布告によってである。

RIBMA の創設

1970年代半ば以降、COFOLASA などによって、伐採した材木の搬出道路が密林地域に建設されていった。また、ロベス・ポルティージョ政権（1976—1982年）が推進した石油増産計画のもと、溪谷地区のパティウイツ地区やエストレージャ地区、ウスマシタ川の南西岸のサンフェルナンド地区、マルケス・デ・コミージャス地区などにおいてメヒコ石油開発公社（PEMEX）による石油探査が展開され、そのための道路が建設されていった。こうした道路建設によって森林が減少するとともに、新たな森林破壊者となる入植者たちが密林地域に拡散していくことになる。

1970年代初頭から、森林破壊に対する危惧は研究者によって表明されていた⁽²⁸⁾。1972年にはミラマール湖周辺が環境保護区として宣言されていた。しかし、それが具体的な形で政府の政策として表明されたのは1970年代末であった。1977年12月、RIBMA を創設するというロベス・ポルティージョ大統領

の予告が発表された。この大統領声明は、生態学研究所、国立生物資源調査研究所 (INIREB)、生態学的開発センター (CECODES)、南東部生態調査センター (CIES) など研究機関のロビー活動に対応したものだ。しかし、政府による RIBMA の区画設定は、事前の調査報告や現地の社会状況を見逃したままで行われた。自然保護を標榜する連邦政府の新しい布告は、新しい先住民政策を掲げた1972年の大統領布告によるラカンドン共同体地区の設定の時と同じ過ちを犯すことになる。

RIBMA 創設の布告発表の前年の1977年、ラカンドン密林開発信託基金 (Fideicomiso de la Selva Lacandona) の委託を受けて、生態学研究所は予備調査を行った。この予備報告書は、ユネスコの「人間と自然保護区」第8計画の方針に準拠した形で作成されていた。その理念は、自然保護区の創設を通じて、地域の住民の要求と土地保全を両立させるというものだった。提示された計画案では、自然保護地区は三つに分類されていた。自然保護区の核心地区では、エコ・ツーリズムと科学的調査のみが認められ、いっさいの農業入植活動、石油掘削などの開発事業が制限されていた。この核心地区を取り囲むように、厳格な条件のもとで農業・入植活動などが認められる緩衝地区が設定され、その外側に開発利用条件のやや緩い遷移地区が設定されていた。⁽²⁹⁾

この当初計画案では、ラカンドン共同体地区のほぼ全域が核心地区、緩衝地区、遷移地区に含まれていた。また、入植者に開放されていたマルケス・デ・コミージャス地区の中心部にも、核心地区が設定されていた (地図 3-a 参照)。また、予備報告書では、当該地区が人の活動のない無垢の自然が残された地区ではないことが確認されていた。核心地区の境界線のすぐ外側にあるベニート・ファレス、エル・グラニソ、新設入植エヒードのベラスコ・スアレスという3集落は、計画案では居住地として認定されていた。核心地区でも、南部のミラマール湖南岸のコロラド渓谷北部、カリベ山地の北西部、ラカンハ湖、ススピロ湖、ツェンダレス川沿い、サンベドロ川河口部などに

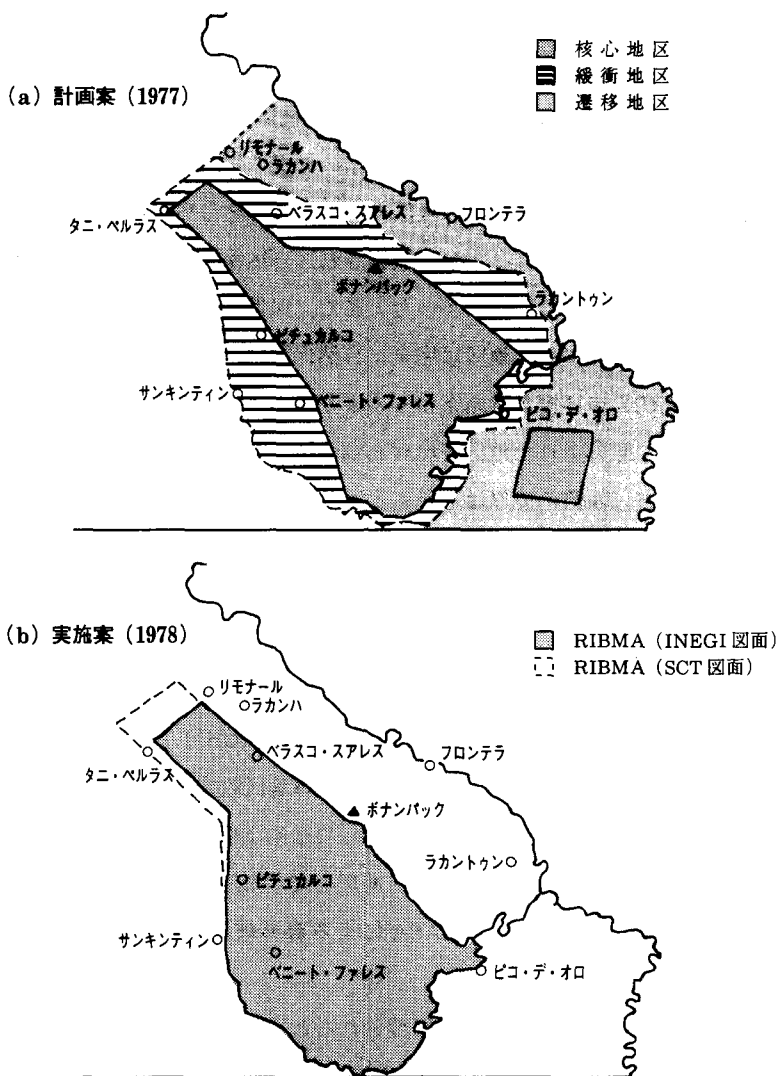
にも小規模の集落が存在していることが確認されていた。計画案では、これらの集落の住民を強制排除するのではなく、自然保護区の運営の活動に組み込むことが提唱されていた。⁽³⁰⁾

しかし、1978年1月12日に実際に発表された RIBMA (331,200ha) においては、その運営原理も対象範囲も当初の計画案とは大きく異なったものになっていた。生物多様性の重要度に応じた核心地区、緩衝地区、遷移地区という自然保護区全体のゾーニングは完全に無視され、全域が自然保護区として指定されしまった。また、保護区内の入植集落を自然保護地区の運営活動に参加させるという方針は完全に放棄され、自然保護地区における入植集落の存在は基本的に認められなかった。⁽³¹⁾ また、保護区の範囲に関しても、マルケス・デ・コミージャス地区は完全に自然保護区の範囲から除外されていた。同じく、東側の境界線が計画案のものより西のラカンハ川まで後退した。その背景には、除外された地区が埋蔵石油資源の有望な候補地だったことがある。その一方、西側の境界はもともとは緩衝地区であったペルラスーハタテーラカントウン川の線まで拡張されてしまった(地図 3-b 参照)。

1978年に制定された RIBMA 区画内には、正式の土地所有権を所有する農業集落が27カ所、土地所有権申請中の集落が18カ所、土地所有権を持たない農業集落が15カ所、合わせて42の農業集落が分布することになった。これらの農業集落が占有する農地面積は113,598haで、RIBMA の総面積の3分の1に達していた。⁽³²⁾ 1972年のラカンドン共同体地区設定以来の懸案である入植農民との土地所有権をめぐる問題はさらに複雑なものになっていく。1978年の RIBMA 設立の布告は、同時期に進展していた PEMEX の石油探査事業にともなう道路建設や COFOLASA による森林破壊のことはいっさい考慮していなかった。

こうして、ラカンドン密林が保護されると宣言されたものの、実際的な自然保護の対象地区は約33万 ha の RIBMA の範囲だけでいいという暗黙の了解が成立した。1978年から1992年まで、自然保護地区に関する新たな措置は

とられることなく、何千人もの新たな入植者が密林の最深部まで浸透していくことになる。



地図3 RIBMA 区画

注

- (1) 環境省はPFR出動の要請をしていないと表明するが (*La Jornada*, 4/mayo/2000), 連邦検察庁長官は環境保護目的のPFR出動を支持した (*La Jornada*, 2/mayo/2000)。
- (2) de Vos, Jan, "El Lacandón: una introducción histórica" en Viqueira, Juan Pedro y Mario Humberto Ruz eds., *Chiapas. Los rumbos de otra historia*, UNAM/CIESAS/CEMCA/U. de Guadalajara, 1998, pp.332-361.
- (3) ラカンドン高原は、北側のトゥリハ川水系にも、東・南・西側のウスマシタ・ラカントゥン川水系にも属さない。湖沼群の水は地下水として両水系に流出している。
- (4) Blom, Franz y Gertude Duby, *La Selva Lacandona*, Ed. Cultura, 1955.
- (5) 入植過程については、Leyva Solano, Xóchitl y Gabriel Ascencio Franco, *Lacandonia al filo del agua*, FCE, 1996, pp.40-94が詳しい。柴田修子「チアパス州東部における入植過程をめぐる研究動向」ラテンアメリカ・カリブ研究第7号, 2000年も参照。
- (6) Arizpe, Lourdes et al., *Cultura y cambio global: Percepciones sociales sobre la deforestación en la Selva Lacandona*, CIRM/Miguel Ángel Porrúa, 1993. p.81. O'Brien, Karen, *Sacrificing the Forest. Environmental and Social Struggles in Chiapas*, Westview, 1998, p.115.
- (7) このサントドミンゴ川は北東部のものとは別の川である。当初の計画ではアクセス道路の建設, 土地区画の確定, 再定住事前調査, 先住民調整センター建設が謳われていたが, それらは1970年代半ば以降に着手されたにすぎない。Hernández Castillo, Rosalva Aida, "De la Sierra a la Selva: identidades étnicas y religiosas en la frontera sur", en Viqueira, Juan Pedro y Mario Humberto Ruz eds., *Chiapas. Los rumbos de otra historia*, UNAM/CIESAS/CEMCA/U. de Guadalajara, 1998, pp.407-423.
- (8) 本来は20haが個人的利用, 30haが集団の利用とされていたが, 実際にはほとんどが個人的利用に供されていた。新設入植エヒードについては, Reyes Ramos, Maira Eugenia, *El reparto de la tierra y política agraria en Chiapas*, UNAM, 1992, pp. 参照。
- (9) 1982年のエル・チチョン火山の爆発による避難民, そして軍事政権による焦土作戦を逃れたグアテマラ難民の大量流入などによって, 入植は1980年代になって加速化した。González Ponciano, Jorge Ramón, "Marqués de Comillas: cultura y sociedad en la selva fronteriza México-Guatemala" en Viqueira, Juan Pedro y Mario Humberto Ruz eds., *Chiapas. Los rumbos de otra historia*, UNAM/CIESAS/CEMCA/U. de Guadalajara, 1998, pp.425-444.
- (10) Xicoténcatl Elizaga, Adán y Enrique Erosa Solana, "Lacandones: A veinte años de su consagración como protagonistas agrarios", *Ojarasca* 20-21, 1993.
- (11) 第二次世界大戦前に研究をしたトゥザーヤスステルらは, 南西, 南, 東, および北・北西・中央部の4氏族の存在を指摘しているが, Dubyは北西部のラカンドンが東部や南部のラカンドンの存在をまったく知らないことを紹介している。Duby, Gertrude, *Los Lacandones. Su pasado y su presente*, SEP, 1944.
- (12) de Vos, Jan, *La Paz de Dios y el Rey. La conquista de la Selva Lacandona*, FCE, 1980. pp.21-27, 213-231.
- (13) Burguete Cal y Mayor, Aracely, "La Selva Lacandona: ¿Desarrollo o crecimiento?" en José Velasco Toro et al., *Indigenismo: Evaluación de una práctica*, INI, 1978, pp.29-68.
- (14) Castillo, Antonio, "Asedio a Montes Azules: Historia de la verdadera destrucción de la Selva Lacandona" *Ojarasca en La Jornada*, 38,2000
- (15) 1975年9月の段階で, ラカンドン共同体地区の面積は662,000haに増加した。また構成員も66家族から73家族に増えている。idem., O'Brien, op. cit., p.187.

- (16) Burguete Cal y Mayor, *op. cit.*, p.34.
- (17) O'Brien, *op. cit.*, p.168.
- (18) Burguete Cal y Mayor, *op. cit.*, pp.34-35.
- (19) *ibid.*, pp.35-36.
- (20) Castillo, Antonio, *op. cit.*
- (21) Rojas, Rosa, *Chiapas. La paz violenta*, La Jornada Ediciones, 1995, p.131.
- (22) Tello Díaz, Carlos, *La rebelión de las Cañadas*, Burguete, 1995, pp.59-60. オコシンゴで開催された全国農民連合総会で知らされたとする見解もある。Legorreta Díaz, Ma. del Carmen, *Religión, política y guerrilla en Las Cañadas de la Selva Lacandona*, Cal y Arena, 1998, p.80.
- (23) キプティック・エヒード連合の結成は法的には1975年12月18日とされている。Tello Díaz, *op. cit.*, pp.71-73. Legorreta Díaz, *op. cit.*, pp.79-88. Burguete Cal y Mayor, *op. cit.*, p.46.
- (24) Arizpe, Lourdes et al., *op. cit.*, p.79.
- (25) COFOLASA はバレンケ製材会社との協定を履行できなくなり、1980年にチアパス興業組合 (CORFO) 傘下の州政府移管企業となった。その後、1989年に活動を停止し、1991年に正式に解散した。O'Brien, *op. cit.*, p.79.
- (26) *ibid.*, p.77-78.
- (27) Burguete Cal y Mayor, *op. cit.*, pp.43-45.
- (28) Gómez-Pompa, Arturo, C. Vázquez Yáñez & S. Guevarra., "The Tropical Rain Forest: A Nonrenewable Resources" *Science*, 177 (4051), 1972.
- (29) O'Brien, *op. cit.*, pp.155-157.
- (30) *ibid.*, pp.157-158.
- (31) RIBMA 内でも、すでに森林ではない農牧地、あるいは農業水資源省 (SARH) が承認した伐採後20年未満の二次林地 (acahual) における焼畑による農牧活動は認められていた。
ibid., pp.156-157.
- (32) Castillo, Antonio, *op. cit.*